



新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対する対応方針について (1 月 17 日更新)

2022 年 1 月 17 日

長野日本ソフトウェア株式会社
広報室

長野日本ソフトウェア株式会社は、全国的に新型コロナウイルスの感染者が急増していることを鑑み、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対する対応方針を更新いたしました。お客様やお取引先の皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜われますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況や規制の変更によっては、対応が変わる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 業務上の対応

- (1) 不要不急の外出は控え、お客様への訪問が可能な場合も、最小限の人数で、可能な限り短時間の面談とさせていただきます。
- (2) 社内外問わず、会議についてはオンライン会議を有効活用し、閉じられた空間に人が集まらないよう配慮します。
- (3) 国内出張につきましては原則として控えさせて頂き、やむを得ず実施する場合も要否・必要性を厳選した上で対応致します。
- (4) 海外出張は、引き続き原則禁止と致します。
- (5) 弊社へのご来社につきまして、長野県内のお客様におかれましては最小限の人数で可能な限り短時間のご面談とさせていただきます。また、県外のお客様につきましては、大変恐縮ですが当面の間原則として控えて頂き、やむを得ずご来社頂く場合も要否・必要性を厳選した上で対応させていただきます。
- (6) 首都圏勤務者、及びお客様からご要請があったお客様常駐社員を対象に、業務上の支障が生じないよう準備を行った上で、テレワーク (在宅勤務) を実施いたします。

2. 従業員が罹患した場合、罹患の疑いがある場合の対応

(1) 従業員が罹患した場合

速やかに医療機関および保健所等に報告し指示に従います。

(2) 従業員が感染者との濃厚接触が疑われる場合

①症状の有無にかかわらず政府のガイドラインに従い自宅待機又は在宅勤務とします。

②息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかが認められる社員には、自宅待機と医師の診察を指示します。また、前述の症状が4日以上継続した場合は、速やかに医療機関および保健所等に報告し指示に従います。

3. その他

(1) 外出時におけるマスクの着用を社員に義務付けております。

(2) 小まめな手洗い、うがいを社員に推奨します。

(3) 国が示す「新しい生活様式」に則った行動を心掛けるよう社員に徹底いたします。

今後も社内外への感染被害抑止と当社社員の安全・健康確保を最優先に、情報収集に努めるとともに、政府、及び地方自治体の方針に基づき、弊社の対応方針を迅速に決定してまいります。

関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下余白